意見書及び声明に関する規程

（２０２２年５月２７日規程第１０号）

（意見書及び声明の発出目的）

第１条　本協会の理事長は、日本組織内弁護士協会定款第１９条第１項に基づく代表権行使の一環として、組織内弁護士についての調査研究、組織内弁護士の普及促進、及び社会正義の実現と社会全体の利益の増進に寄与するために、理事長名義で意見書及び声明を出すことができる。

（意見書と声明の定義）

第２条　意見書は、特定の組織、団体又は個人等に対し、当該対象者の施策に関して提言又は意見を述べるものである。

２　声明は、特定の名宛人向けではなく、特定の論点や争点についての意見を述べるものである。

（文案の作成）

第３条　理事長は、本協会に意見書又は声明のテーマに関係する委員会又は研究会等がある場合、それらの協力のもとに意見書又は声明の文案を作成する。

（発出手続）

第４条　理事長は、意見書又は声明を発出する際には、事前に理事会の決議を経るものとする。

２　理事長が必要と認めた場合又は理事総数の５分の１以上から請求があった場合には、理事長は、意見書又は声明について、事前に会員の意見を聴取する手続を経るものとする。意見聴取手続の方法については理事会の審議を経た上で理事長が定めるものとする。この場合、理事会は、同意見聴取の結果を踏まえて前項の決議を行うものとする。

３　理事長が必要と認めた場合又は理事総数の３分の１以上から請求があった場合には、理事長は、意見書又は声明について、第１項の理事会の決議に代えて、総会の決議を経るものとする。

附則

第１条　この規程は、２０２２年５月２７日から施行する。